

「倉敷市いじめ問題対策基本方針の改定（案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市いじめ問題対策基本方針の改定（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 16人 27件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

平成31年3月末に施行します。

4 参考

意見募集期間 平成30年12月21日（金）～平成31年月1月21日（月）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市教育委員会 学校教育部 指導課

倉敷市いじめ問題対策基本方針(改定) パブリックコメントへの回答

	いただいた御意見等の趣旨	市の考え方等
1	冒頭(「はじめに」)で「倉敷っ子憲章」が掲載されていることが印象的でした。本方針の「いじめ防止の基本的な考え方」の中にある「児童生徒の主体的な活動により、自らをよりよい方向へ導く力を育成する」という箇所と合致していると思います。	小中学生への6年間のいじめの追跡調査では「仲間はずれ」や「無視」、「陰口」を「された経験がある」が9割、「した経験がある」が9割にのぼり、いじめは「特定の児童生徒に偏ることなく、多くの子どもが入れ替わりながら巻き込まれている」(「いじめ追跡調査2013-2015」文部科学省国立教育政策研究所)という実態があります。したがって、いじめは「どの学校にも、どの子どもにも起こり得る」という前提に立って、学校は未然防止や早期発見等に努めるとともに、子どもたち自身の自己指導能力を高める手立てを講じる必要があると認識しています。
2	この基本方針について、他の自治体と違った倉敷市の内容があれば、その内容を教えてほしいです。	このため、倉敷市では「子ども自らが自分たちの周りで起きている問題に気づき、考え、解決に向けて行動していく」ための「こどもミーティング」を年3回実施しており、本基本方針は、大人からの一方的な視点だけでなく、子ども自らの思いや願いに応える形で改定しています。
3	子どもをもつ親の視点で見た場合、この基本方針を読んでも正直何も感じません。結局は何もしてくれないのではないかという印象をもっています。子をもつ親が安心できるために、いじめに対する倉敷市の姿勢に期待と不安があります。	また、いじめへの基本姿勢については、いじめを3類型に分け、個々のいじめ事案の性質と学校等の対応について示しているという特徴があります。
4	いじめは、どの学校にも起こることを踏まえるとともに、学校だけでなく家庭や地域と「いじめは絶対に許さない」という認識が必要だと思います。なぜなら、いじめを生まない環境をつくるためには、安心できる環境で互いの人格を尊重することが不可欠であり、それは社会・地域の責務であると考えます。	いじめは「日本国憲法」(第11条)及び、「子どもの権利条約」が定める基本的人権を侵害するものであり、「いじめ防止対策推進法」(第4条)において「児童等は、いじめを行ってはならない。」と明確にいじめを禁止しています。
5	いじめ防止についての指導や啓発等の取組は重要ではあるが、人権教育をはじめとするとっと広い視点が欠かせないと思います。人格の形成に繋がっていくためには、バランスのとれた教育が必要ではないでしょうか。	学校では「いじめについて考える週間」や「人権週間」等において、いじめの問題について学習したり、児童会や生徒会活動を展開する中で主体的な活動を行ったりしています。学校生活全般を通して、法やきまりを守ろうとする意識の醸成や態度の育成を今後も図っていきたいと考えています。
6	「はじめに」を読むと「学校とあるものは倉敷市教育委員会が設置者である、倉敷市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校」とあり、ここには幼稚園が含まれていません。しかし、思いやりの心や善悪の判断等は幼少期・就学前から育てていくものであり、実際に倉敷市の幼稚園や保育園では仲間づくりなどの人権教育が行われているはずですが、「幼稚園等でも、この方針を踏まえて発達段階に応じた指導や対応をしていく」といった記述があってもよいのではないのでしょうか。そのほうが、小学校との接続や連携、指導の連続性が伝わるのではないのでしょうか。	近年、保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等学校での異校種間連携については、その重要性がますます大きくなっていると認識しています。「いじめ防止対策推進法」(第2条2項)には、学校種について「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び別支援学校(幼稚部を除く。)」と規定しているため、本基本方針においても同様に定義しています。

7	<p>SNS機能を使ったいじめ（誹謗中傷など）は年々増加していると聞いています。このことが重大な犯罪行為になり得ることを、市は今まで以上に子どもや保護者に対して啓発してほしいと願いますし、情報モラルの推進を市を挙げてお願いしたいと思います。</p>	
8	<p>子どもたちの考え方や行動に最も大きな影響を与える家庭の役割は、いじめ防止の大きな鍵となります。特に、最近のいじめはSNS機能等を使ったものが多く、これらの適正な管理は「いじめ防止」＝「学校教育」に偏るだけでは到底解決できるものではありません。いじめは、私たち大人が家庭教育や社会教育の重大課題であると捉えることが大切で、学校と一体となって推進していかなければならないと考えます。</p>	<p>情報機器・端末の利用については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成29年6月一部改正）第6条において、「いじめ」等を含む問題に関わる保護者の責務を明記しています。外からは見えないSNS機能等を使ったいじめには、これまでのネットパトロール事業（県事業）だけでなく、児童生徒に対して情報モラル教育をより一層推進していくことが大切であると考えています。</p>
9	<p>いじめは、人権問題であるという視点を十分に自覚し、学校教育の中でその指導を精一杯行っしてほしいと思います。昨今、PCや携帯、スマホ等が生活に入り込み、人間として大切にしなければならないことや、これまで重要視されてきたことなどが軽んじられてきているような風潮に危惧を抱きます。自由や平等、権利や責任など、我々大人が範を示していくことで、積極的に倉敷市の子どもたちの教育に関わっていくべきだと思います。その意味で、学校関係者の不断の努力に期待するとともに、この基本方針が子どもたちのためものとなるようにお願いしたいと思います。</p>	<p>また、学校だよりや講演会、研修会等を通して保護者に対しての啓発を図る中で、保護者の責務や監督責任についての理解を深めていただくことも重要であると考えています。</p>
10	<p>新聞記事等を読めば、いじめの認知件数は、自治体によって温度差があることがわかります。この根底には、学校によって認知の仕方に温度差があるということではないでしょうか。いじめの定義を十分に理解しているわけではないことを前提に書かせていただきますと、そもそも温度差があるということは、学校ごとに対応への大きな隔りがあるのではないかと考えますし、保護者としてわが子の通う学校は大丈夫なのかと危惧してまいります。</p>	<p>認知件数は、児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的な衝突事案を含むいじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものも「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義にしたがって、組織で対応したもの全ての件数をいいます。すなわち、認知件数の報告とは、不祥事件数の報告等ではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告であるということになります。したがって、認知件数の増加は、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知しているということであり、むやみに数字をあげるものではありません。言い換えれば、学校がいじめを認知した時点で、解消に向けた取組のスタートラインに立っていると解釈することができます。</p>
11	<p>絶対に起こしてはならないのは「いじめの重大事態」であり、そのための早期発見・早期解決は必要不可欠ですが、いじめを「よく見つけよく解消する」の「よく」は量的なものではなく質的なものであると認識しています。すなわち、たくさん見つけることを目指すのではなく、内容をしっかり吟味して適切に対応することを重視すべきだと考えます。その意味で、一律に「いじめ」として捉え「いじめ問題」として解決していくことがよいのかどうかは、慎重な判断を要すると考えます。</p>	<p>倉敷市としても、このことを学校が十分に理解した上で認知するよう、指導・助言していきたいと考えています。</p>

12	<p>保護者の責任についての記述は、表現が弱い感じがします。例えば「保護者はその保護する児童生徒にいじめをさせないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めなければならない」との記載がありますが、この「努めなければならない」については、努力義務的な表現ではなく「指導を行う」や「指導すべきものである」等、保護者の監督・指導責任についてより明確な表現をするべきだと考えます。</p>	
13	<p>学校や自治体についての内容が多く、当事者である子どもや保護者に対する内容が不足していると感じます。保護者の責任については、もっと記述されていてもよいのではないのでしょうか。また、子どもに対しては、いじめ行為の重さが伝わるような厳しい表現があってもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>いじめが起きた場合、「いじめ防止対策推進法」にしたがって、学校は事案に対して徹底的に調査した上で、被害児童生徒の支援を行い、加害児童生徒に対する直接指導及びその保護者への助言、そして傍観者への指導が必要となります。</p> <p>一方で、法第9条に定める保護者の監督責任については努力義務ですが、未成年者について生活全般にわたって包括的に監督義務を負う本来の「監督義務者」は保護者であり、民法では責任能力のない未成年者の親権者は日頃から注意して人身に危険が及ばないように行動するべきであると、子に対して指導監督する義務があることが明記されています（714条）。したがって、いじめ行為もしくはその疑いがあるときは、学校と保護者が一体となって連携・協力し、信頼関係に基づいた対応をしていくことが欠かせないと考えています。</p>
14	<p>Ⅱ - 2(1)いじめへの基本姿勢の中で、「子どもの規範意識の養成に係る保護者の指導責任」について触れていますが、倉敷市がどのように啓発していくのが触れられていません。学校に任せただけでは足並みが揃わなかったり、保護者責任の重要性が十分に伝わらなかったりするのではないかと不安があります。</p>	
15	<p>子どもの責任やその保護者である大人の責任について明文化できないのでしょうか。「いじめ防止対策推進法」(第9条)には「保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあります。</p>	
16	<p>学校の先生は、国や自治体の基本方針を読んだことがあるのだろうかという疑問に思います。また、いじめの調査や取組についても、本当にその必要性を感じているのか疑問に思います。しかし、それは学校の先生の関心ややる気が薄いのではなく、日々の多忙の中で、先生に物理的にも精神的にも余裕がない現実があるからではないのでしょうか。この基本方針が施行されたとして、実際に学校の先生が読んでいないとなれば、それはただ絵に描いた餅に過ぎないと思います。</p>	<p>基本方針の改定は、学校が「学校いじめ問題対策基本方針」を策定する際の柱となるものであり、学級担任等がいじめ事案を抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会を中心とした組織による迅速かつ丁寧な対応ができることを目的の一つとしています。このため、学校への周知徹底を図るとともに、市民・保護者の方にも広く知っていただくことが大切であると認識しています。</p>
17	<p>各学校が策定した基本方針については、学校のホームページへの掲載・PTA総会や保護者会での説明等で周知を図っていくことができます。しかし、今回改定された市の基本方針の内容や改定の要点については、行政の責任において市民・保護者への周知を図るべきではないかと考えます。</p>	<p>今後も、SNS等に関する各種研修会や講演会、市ホームページへの掲載等に積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>

18	<p>学校現場では、現実には起きている生徒間の衝突について、いじめの定義にあてはまるかどうか常々議論されています。このような場合、いじめ問題対策の基本方針は必要であると思いますが、いじめであるか否かの判断よりも先決されなければならないのは、その問題に迅速かつ丁寧に対応していく学校の姿勢が最も重要であると考えます。すなわち、いじめと判断されれば丁寧に対応するが、そうでなければ衝突（トラブル）として処理するのでは、いじめ問題は根本的に解決しないと思います。基本方針の中には「いじめられた児童生徒の立場に立つ」ということが大前提であるにもかかわらず、第三者が一般的な物差しでいじめか否かの判断をしてしまっているという事実が多分にあるのではないのでしょうか。ですから、いま一度「いじめられた児童生徒の立場に立つ」という意識を、各学校の教職員に徹底する必要がありますと考えます。</p>	<p>「いじめ防止対策推進法」は、主として教育的視点に力点を置いたものであり、「いじめられた児童生徒の立場に立つ」という前提は必須であると考えます。しかし、いじめの主観主義には、児童生徒又は保護者がいじめられたと主張すれば、それをもって学校側に安全配慮義務違反があったとする考え方を生み出す一定の危険性をも同時に生み出すことになりかねず、事実の徹底調査等に支障をもたらすことになる場合があります。</p> <p>そこで倉敷市では、いじめを「通過儀礼的に経験するけんかやからかい」等の日常的衝突の類から、「学校教育の指導の範囲を超える警察等に委ねられるべき事案」に至るまで、3つに類型化しました。これは、いじめの内容を区別することなく、一括りにして論じる傾向を是正し、学校が迅速かつ丁寧に対応していくためのものであると考えています。すなわち、いじめと認知した段階で、学校は状況に応じた判断で対応していくというものです。</p> <p>今後も学校間による対応の格差が生じないように、研修会等を通じて周知徹底を図っていきたいと考えています。</p>
19	<p>I-3(2)いじめの早期発見における「兆候」、あるいはII-2(1)いじめへの基本姿勢における「通過儀礼的に経験するけんかやからかい」と「いじめ」の境界がはっきりとしないために判断が非常に難しいと思います。したがって、学校現場においては、先生たちが指導に苦慮するのではないのでしょうか。何もかもいじめとみなすこと、もしくは背景にいじめがあるのではないかと考えて指導した結果、子ども同士の間関係や、子ども又は保護者と先生との間関係を崩すことに繋がる場合も起こり得るのではないかと考えます。そこで、子どもたちの状況と関わり方について研修会を実施したり、マニュアル（指導の手引、Q&A、事例集等）を作成したりするなどして、具体的な方策を示すことが必要ではないのでしょうか。そうでなければ、学校現場が混乱を生じるのではないかと危惧します。</p>	<p>例え、(1)認め合い支え合える態度や豊かな心の育成を目指す道徳教育の充実、(2)豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力を育む体験活動等の推進、(3)児童会や生徒会を中心とした児童生徒の主体的な活動の推進、(4)スマホ等の正しい使い方等を学ぶ情報モラル教育の充実、(5)授業のユニバーサルデザイン化による特別支援教育の視点に立った授業改善等の取組による児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進等が挙げられます。また、警察等による非行防止教室の開催等、関係機関や地域の人材を生かした取組も極めて有効であると考えています。</p>
20	<p>II-2(4)学校が実施する取組のうち、「①いじめ防止のために実施する取組」で「規範意識の醸成」とありますが、具体的にはどのようなことをいうのでしょうか。</p>	<p>例え、(1)認め合い支え合える態度や豊かな心の育成を目指す道徳教育の充実、(2)豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力を育む体験活動等の推進、(3)児童会や生徒会を中心とした児童生徒の主体的な活動の推進、(4)スマホ等の正しい使い方等を学ぶ情報モラル教育の充実、(5)授業のユニバーサルデザイン化による特別支援教育の視点に立った授業改善等の取組による児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進等が挙げられます。また、警察等による非行防止教室の開催等、関係機関や地域の人材を生かした取組も極めて有効であると考えています。</p>

21	<p>いじめ防止等の対策は、子どもの「命と人権」を守る最重要課題です。しかし、昨今の子どもたちの現状から、大人の思いや願いが届きにくいという現実に直面しています。その要因の一つに、「子どもの自己肯定感の低さ」があるのではないのでしょうか。一人ひとりの子どもの自己有用感や自尊感情、自己肯定感が高まっている状況では、弱者に向けたネガティブな行動が抑制され、いじめは発生しにくいのではないかと思います。それでは、いかに自己肯定感を高めていくかと考えると、新学習指導要領に明記された「キャリア教育」に、その突破口としての期待を寄せています。例えば、市の基本方針「(2)いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策①いじめ防止のために実施する施策」の項に「キャリア教育の推進」等の記述を追加するのはどうでしょうか。それを事業化して具体的に推進することによって自己肯定感を高めることができれば、いじめ問題への対策のみならず、学力向上等の多くの分野により影響をもたらすことができるのではないかと考えます。</p>	<p>他者から認められている、もしくは他者の役に立っているという「自己有用感」を育むためには、授業や行事の中で全ての児童生徒が活躍できる場面を意図的につくり出すことが重要であると考えます。</p> <p>具体的な職業像をもっている児童生徒は、規範意識が身に付いている傾向があるといわれますが、その理由として社会の構成員としての自覚が育ちつつあること、実社会に受け入れられるための精神面での準備作業が進んでいること等が推察されます。したがって、人生の見通しをもたせること、その一つとして明確な職業像をもたせることで、子どもの規範意識が醸成されていくと考えると、社会の構成員としての自覚を育むキャリア教育の視点は重要であり、現在、倉敷市では中学校2年生で職場体験学習を実施しています。</p> <p>子どもの発達段階に応じた事業化等については、貴重なご意見として今後の取組の参考とさせていただきたいと考えています。</p>
22	<p>「いじめ防止対策推進法」にある第25条の「懲戒規定」や第26条の「出席停止」について、もっと強く基本方針に書くべきではないでしょうか。</p>	<p>いじめを行った児童生徒の指導については、いじめは人格を傷つけ、生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる指導を行う必要があります。出席停止制度の適切な運用については「いじめ防止対策推進法」(第26条)において、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにすることが明記されています。その上で、教育上必要と認められる時は、別室指導や特別指導、家庭学習、出席停止等の適切な指導が考えられます。個々の児童生徒の置かれた環境等も考慮し、その子どもの成長を促すためにはどのような指導・支援が必要なのかを十分に判断した上で、自分の行動に責任をもつことが重要であると考えており、出席停止の運用もその一つの選択肢と認識しています。</p> <p>市いじめ基本方針(改定案)は、国の「いじめ防止等のための基本方針」及び県の「いじめ問題対策基本方針」の改定の趣旨を踏まえて策定したものです。改定案では出席停止について詳細な記述をしていますが、法や国及び県の基本方針に書かれているように、出席停止制度も適切に運用していきたいと考えています。</p>
23	<p>I-3(4)いじめの解消についての記載がありますが、周囲の大人が解消に至っていると感じたとしても、日常的に注意深く観察を継続していくことはとても重要であると思うし、保護者としてありがたいと思っています。この姿勢は、市から学校の先生に対して徹底してほしいと思います。</p>	<p>国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を平成29年3月に改定し、いじめの解消について定義しています。これにより、いじめの解消率はこれまでと比較して低下しますが、学校はいじめについて丁寧かつ慎重に対応しているということになります。</p>

24	<p>倉敷市のいじめ問題対策基本方針が形骸化することがないように、各学校で取り組むべき具体的な方策を内容に盛り込んでいくことが必要ではないでしょうか。具体例を挙げるとするならば、Ⅰ－3「(3)いじめへの対処」や「(4)いじめの解消」の内容を、いじめの認知から解消までの流れを具体化した記述にしてみてもどうかということです。</p>	<p>市のいじめ基本方針は「いじめの定義を限定して解釈しないこと」とする国の方針に基づいたものであり、いじめを正確に認知することがいじめ問題への第一歩であるという「いじめ防止対策推進法」が機能する大前提のものであると考えています。</p> <p>基本方針ではいじめの認知から解消までの流れを具体化した記述はありませんが、今後の検討課題として参考にさせていただきますと考えています。</p>
25	<p>Ⅰ－1の「一定の人間関係にある」について、「学習塾やスポーツクラブ等」における人間関係で発生した事案も「いじめ」と捉えるようになっていく。このように、学校の枠を超えた事案に対し、どのように対処するかについて、Ⅱの中に「学校間の連携や関係機関を含めた広域的な対応等」について示す必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>学校問題が複雑化・多様化する中で、それぞれの関係機関との連携は欠かせなくなってきました。児童相談所、子ども相談センターやスクールソーシャルワーカー等の福祉機関、スクールカウンセラー等の心理の専門家、また民生委員や主任児童委員、保健師等地域に根付いた活動をしている方々、そして医療機関や警察等も情報の共有や行動連携を行いながら課題の解決を図っていきたくと考えています。</p> <p>専門家の人材バンクの創設については、今後の施策課題として参考にさせていただきますと考えています。</p>
26	<p>いじめ問題対策委員会を設置する際、「心理や福祉の専門家」が参加することは、専門的な見地から意見を述べる又は第三者的な判断ができるという意味において極めて重要であると考えています。しかし、学校によっては、適切な人材を発掘できないケースがあると思います。そこで、倉敷市として「専門家の人材バンク」を創設し、学校が委員会への参加を依頼できるような体制をつくらよいかと考えています。</p>	<p>専門家の人材バンクの創設については、今後の施策課題として参考にさせていただきますと考えています。</p>
27	<p>重大事態について市長に報告する際、「プライバシーに配慮して」と記述されていますが、市長には全て報告すればよいのではないのでしょうか。むしろ、この文言は議会に報告する際にこそ入れたほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>重大事態の報告については、いじめを受けた児童生徒やその保護者の心情に配慮し、加害児童生徒及びその保護者への指導・支援等も総合的に勘案しながら、有識者を構成員とする「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の判断に基づいて対応していきたいと考えています。</p>

「倉敷市いじめ問題対策基本方針」改定の要点（案）

1 いじめの認知

- 教職員や周囲の大人が、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりをもち、いじめの定義を限定して解釈することなく積極的にいじめを認知する。

2 いじめ問題対策基本方針

- 学校のホームページへの掲載等により、保護者や地域の方が基本方針の趣旨及び内容を確認できるよう徹底し、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。
- 実情に応じて評価と改善を行い、教職員研修等を通じて共通理解を図る。

3 いじめの未然防止・早期発見

- 学校はいじめを生まない土壌づくりに努めるとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整備する。
- 児童生徒の主体的な活動（倉敷こどもミーティング等）により、身近な課題に気付くことができるとともに、自らをよりよい方向へ導く力の育成を図る。

4 いじめの解消

- いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いている。
- いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、加害・被害に関わらず、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめへの対処

- 児童生徒はいじめをしてはならないのであって、保護者はその保護する児童生徒にいじめをさせないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努める。
- いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報等を抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会を中心に組織的な対応を行う。
- いじめは児童生徒が成長する過程において、集団生活の中では社会性を獲得していく上でしばしば見られる日常的衝突から犯罪行為に至るものまで広域にわたるものであるため、以下の3類型に分けて対応する。
 - ・ 児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案
 - ・ 教育的な見地からの支援や指導、助言を要する事案
 - ・ 学校教育の指導の範囲を超える事案
- 学校は、事案ごとに3類型に応じた的確な対応を行う前提として事実関係を徹底調査し、いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援を行う。また、いじめをした児童生徒に対する直接指導やその保護者への助言、周囲の児童生徒への指導と働きかけを行う。

6 特に配慮が必要な児童生徒への対応

- 発達障害を含む障害のある児童生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童生徒、性同一性障害（米精神医学会による診断基準 DSM-5 では「性別違和」と変更され、日本でも議論が進んでいる）、東日本大震災や熊本地震、平成30年西日本豪雨等により被災した児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。

7 重大事態への対処

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

倉敷市いじめ問題対策基本方針 (案)

平成 26 年 12 月

倉敷市・倉敷市教育委員会

(平成 31 年 3 月改定)

— 目 次 —

はじめに	1 頁
I いじめの防止等への対策に関する基本的な方針	2 頁
1 いじめの定義	2 頁
2 基本理念	2 頁
3 基本的な考え方	2 頁
(1) いじめの防止	2 頁
(2) いじめの早期発見	3 頁
(3) いじめへの対処	3 頁
(4) いじめの解消	3 頁
(5) 家庭や地域との連携	3 頁
(6) 関係機関との連携	4 頁
(7) 保護者の責務	4 頁
II いじめ防止等への対策に関する内容	4 頁
1 いじめ防止等への対策のために本市が実施する事項	4 頁
(1) 「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	4 頁
(2) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策	5 頁
2 いじめ防止等への対策のために学校が実施する事項	6 頁
(1) いじめへの基本姿勢	6 頁
・児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案	
・教育的な見地からの支援や指導，助言を要する事案	
・学校教育の指導の範囲を超える事案	
(2) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定	7 頁
(3) 「いじめ問題対策委員会」の設置	7 頁
(4) 学校が実施する取組	7 頁
3 重大事事態への対処	8 頁
(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処	9 頁
(2) 市長による再調査及び措置	9 頁
III その他の事項	10 頁

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

倉敷市（以下「本市」という。）では、これまで子どもが心豊かに成長できる学びの場の実現に向け、倉敷市学校問題支援総合プロジェクト事業を中心として「心の教育」を推進してきた。さらに、2016伊勢志摩サミット（主要国首脳会議）関係閣僚会合、G7倉敷教育大臣会合の公式サイドイベント「G7倉敷こどもサミット」において、「自分自身と同じように、周りの人を大切にする」など4項目の「G7倉敷こどもサミット宣言書」を採択し、市内の公立小学校及び中学校の代表児童生徒によって作成された「倉敷っ子憲章」において「倉敷からよりよい未来へ 今、私たちにできること」として、子どもたち自身が自らの

行動指針を示したところである。その中には、

「思いやりの心をもつ」ことや「みんなで助け合う」こと、「正直に行動する」ことなどの子どもたち自身が描いた理想が掲げられており、その実現に向けて行動する児童生徒を支援していく家庭や地域社会、学校のもつ役割は大きい。



このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月法律第71号、以下「法」という。）の制定に伴って示された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定され、併せて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことを契機として、本市におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策（以下「いじめ問題への対策」という。）をより一層推進するために、法第12条の規定に基づいて策定した「倉敷市いじめ問題対策基本方針」（平成26年12月）を改定することとした。

なお、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」において、「学校」とあるものは倉敷市教育委員会が設置者である、倉敷市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。また、対象とする児童生徒は上記の学校に在籍する児童生徒とし、保護者とはそれらの者に親権を行う者（親権を行う者のいない場合は未成年後見人）とする。

I いじめの防止等への対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。

なお、「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級の児童生徒や同じ部活動の生徒、学習塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係にあることを指し、「心理的な影響」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものやインターネット上での誹謗中傷等を含む。また、「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品のたかりや、所有する物を壊されたり隠されたりすること等を意味する。

2 基本理念

- (1) いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外におけるいじめをなくすことを目指して行わなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめが児童生徒の心と身体に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることを児童生徒が理解することを目指して行わなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを踏まえ、本市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下で行わなければならない。

3 基本的な考え方

(1) いじめの防止

全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、他者への思いやりや豊かな人間関係を営む力の育成に努めるとともに、児童

生徒の主体的な活動等により、自らをよりよい方向へ導く力を育成^{※1)}することが必要である。また、全ての児童生徒が安心安全に生活できる、落ち着いた学習環境の基礎となる学習規律や生活規律の定着が重要であり、インターネット上でのいじめについては、情報モラルに関する教育や保護者への啓発等が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、各学校において実施している、定期的なアンケート調査や教育相談をさらに充実させ、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整備することが必要である。また、教職員や周囲の大人がささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりを持ち、積極的にいじめを認知^{※2)}することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを訴えてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や倉敷市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが必要であり、特定の教職員が情報等を抱え込むことがないように、組織的な対応を可能とする体制整備が必要である。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていることと、いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することの少なくとも2つの要件を満たす必要がある。なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、加害・被害に関わらず、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の基本方針を家庭や地域に周知し、共有した上で学校と連携して対応することが必要である。そのために、

※1) 倉敷こどもミーティング

子ども自らが自分たちのまわりで起きている問題に気づき、考え、解決に向けて行動していくことを目指して全市立中学校の生徒代表が一堂に会し、平成26年度から年3回実施。平成29年度からは、小学生も参加して議論を重ね、その成果を各学校に持ち帰って、各校の実態に応じた児童・生徒主体の取組を展開。

※2) 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」(文部科学省通知「29初児生第42号」,平成30年3月)

1(4) いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素(加害行為の「継続性」「集団性」等)を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

や地域に周知し、共有した上で学校と連携して対応することが必要である。そのために、コミュニティースクール学校運営協議会や学校評議員制度等を活用して地域との連携を図ったり、PTAや地域の関係団体と教職員が、いじめの問題についての協議や研修を行う機会を設けたりする中で、地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼しておくことが必要である。

(6) 関係機関との連携

いじめの対応において、学校や倉敷市教育委員会が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な成果を上げることが困難な場合には、学校や倉敷市教育委員会は関係機関（児童相談所、倉敷子ども相談センター、医療機関、警察等）との適切な連携をとることが必要である。そのために、平素から、情報交換や連絡会議の開催など、いじめ問題に対する方針等の情報共有体制の充実が必要である。

(7) 保護者の責務

保護者は、児童生徒の教育について第一義的な責任がある^{※3)}ことを自覚し、いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等を育むための指導等に努めるとともに、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力する必要がある。また、インターネット上のいじめにおいて、スマートフォンの普及に伴い、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）等の利用が増えてきていることから、児童生徒の情報機器・端末の利用状況を適切に把握、管理し、その適正な利用について指導・監督する責務があること^{※4)}を認識する必要がある。

Ⅱ いじめ防止等への対策に関する内容

1 いじめ防止等への対策のために本市が実施する事項

(1) 「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ防止等への対策に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止等の有効な対策を検討するとともに、個別のいじめ事案等についての調査や問題の解決を図るため、法第14条第1項に基づき、「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「連絡協議会」は、学識経験者、児童相談所、警察、学校、教育委員会その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成し、倉敷市学校問題支援総合プロジェクト推

※3) 教育基本法第10条（平成18年12月法律第120号）
いじめ防止対策推進法第9条（平成25年6月法律第71号）

※4) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第6条（平成20年6月法律第79号、平成29年6月一部改正）
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第5条（平成23年10月）

進会議^{※5)}の構成員により組織する。なお、連絡協議会は以下のものを所掌する。

- ① いじめ問題への対策に係る機関及び団体の連携
- ② いじめ問題の有効な対策の検討
- ③ 法24条に基づく調査
- ④ 法28条に基づく重大事態に係る調査
- ⑤ ③及び④の調査を行う際に得た、再発防止につながる知見を活用した、いじめ問題への対策や取組を実効的に行うための専門的立場からの審議

(2) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策

- ① いじめの防止のために実施する施策
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 児童生徒の主体的な活動の推進
 - ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成
 - エ 教職員の資質の向上と教育相談体制の充実
 - オ 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体との連携強化
 - カ インターネット等を通じて行われるいじめについての啓発
 - キ 市の基本方針による施策の点検・評価
- ② いじめの早期発見のために実施する施策
 - ア いじめについての定期的な調査の実施による指導・助言
 - イ 教育相談電話やメール等の活用による相談体制の充実
- ③ いじめへの対処のために実施する施策
 - ア いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための学校への支援等の必要な措置
 - イ 警察との連携^{※6)}
 - ウ いじめの当事者間の在籍校が異なる場合の学校相互の連携、協力体制の整備

※5) 学校問題支援プロジェクト事業実施要綱第2条

本事業において、学校が直面する問題に対して各分野の専門家からなる学校問題支援プロジェクトチームを設置し、学校問題への対処方策についての協議や、学校問題の解決に役立つ資料の作成などを行う。また、学校問題についての相談体制を確立し、学校に対して助言等を行うとともに、相談内容の態様に応じて、各事案別に支援方針を立て、実行に移す。

学校問題支援プロジェクト事業実施要綱第3条

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 推進会議の開催（学期に各1回開催） 構成員：学校関係代表者、弁護士、医師、臨床心理士、警察官、学識経験者、教育行政関係者、行政関係者等
- (2) ケース会議の開催（学校からの要請に応じて、随時開催） 構成員：推進会議構成員の中からそれぞれの事案に必要な人材を招集する。
- (3) 推進会議、ケース会議の方針による学校への支援スタッフの配置

※6) 児童生徒の健全育成に係る岡山県警察本部と倉敷市教育委員会との相互連携制度に関する協定書(平成27年5月)

2 いじめ防止等への対策のために学校が実施する事項

(1) いじめへの基本姿勢

児童生徒はいじめをしてはならない^{※7)} のであって、保護者はその保護する児童生徒にいじめをさせない^{※8)} よう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めなければならない。その前提の上に、学校はいじめを生まない土壌づくりに努め、いじめを根絶するという視点をもつことが必要である。

しかし、いじめは児童生徒が成長する過程において、集団生活の中では社会性を獲得していく上で、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るもの^{※9)} である。そのため、いじめを受けている児童生徒の心情や主観を重視する教育的視点の立場から、学校が社会性を身に付ける場としての機能を果たしていかなければならない。こうした観点から、いじめをしばしば見られる日常的衝突から犯罪行為に至るものまで広域にわたるものとして、次の3類型に分ける。

① 児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案

学校生活において、一般的に見られる誰もが通過儀礼的に経験する「けんか」や「からかい」等に見えても、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛などを感じているものである。この場合、児童生徒の関係性の構築方法や再構築のために繋がり直すための指導、助言を通じて、他者との距離感を身に付けていく必要がある。

② 教育的な見地からの支援や指導、助言を要する事案

児童生徒の衝突が社会化への過程を超えたもので、①とは異なる教育上看過できないものである。この場合、児童生徒及び保護者に対し、教育的見地から解消に向けた積極的かつ丁寧な支援や指導、助言をする必要がある。

③ 学校教育の指導の範囲を超える事案

①や②とは異なり、いじめの対象となっている児童生徒が法的に保護されている権利や利益を侵害する程度に至ったものであり、学校教育の指導の範囲を超えたものである。この場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処する^{※10)} 必要がある。

※7) いじめ防止対策推進法第4条（平成25年6月法律第71号）

※8) いじめ防止対策推進法第9条（平成25年6月法律第71号）

※9) 「いじめ追跡調査2013-15 いじめQ&A」（国立教育政策研究所，平成28年6月）

小中学生への6年間のいじめの追跡調査によれば、「仲間はずれ」「無視」「陰口」をされた経験がある児童生徒は9割、した経験がある児童生徒も同様に9割であった。

※10) いじめ防止対策推進法第23条第6項（平成25年6月法律第71号）

(2) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定

学校は、いじめ問題への対策についての基本的な考え方や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」として定め、学校のホームページへの掲載等によって、保護者や地域の方が基本方針の趣旨及び内容を確認できるよう徹底するとともに、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明すること。また、基本方針は、実情に応じて評価と改善を行い、教職員研修等を通じて共通理解を図ること。

(3) 「いじめ問題対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめ問題への対策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を常設する。「いじめ問題対策委員会」は、当該学校の複数の教職員に加え、心理や福祉などの専門家の参加を得て、対応することにより、より実効的ないじめ問題への対策を図る。

なお、「いじめ問題対策委員会」は、次のような役割を担う。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録を行う役割
- ④ いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）に係る情報があったときには、いじめの情報の迅速な共有、及び関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(4) 学校が実施する取組

学校がいじめ問題への対策のために実施する取組には、以下のようなものが考えられる。

- ① いじめの防止のために実施する取組
 - ア 規範意識の醸成
 - イ 道徳教育及び体験活動等の充実
 - ウ 校内指導体制の確立
 - エ 児童生徒の人権尊重、生命尊重の態度の育成
 - オ 児童生徒が互いに認め合い、支え合う人間関係づくり
 - カ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進
 - キ 児童生徒がネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

- ク 教職員の指導力の向上，特に配慮が必要な児童生徒への対応^{※11)}
- ケ 家庭や地域の関係団体との連携強化
- コ 学校いじめ問題対策基本方針の周知
- サ 学校いじめ問題対策基本方針による取組の点検・評価

② いじめの早期発見のために実施する取組

- ア 教職員による観察や情報交換
- イ 定期的なアンケート調査等の実施
- ウ 校内の教育相談体制の活用
- エ 校外の相談機関等の周知
- オ SNS等に内包される問題の把握と指導

③ いじめへの対処のために実施する取組

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ いじめの事実についての徹底調査
- ウ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携
- エ いじめられた児童生徒とその保護者への支援
- オ いじめた児童生徒の指導とその保護者への助言
- カ 他の児童生徒への指導と働きかけ
- キ いじめ解消後の継続的な指導
- ク インターネット上の不適切な書き込み等への対処

3 重大事態への対処

(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

-
- ※11) 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（文部科学省／平成29年3月）
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- * 1) 性同一性障害 …… トランスジェンダーのうち、医学的対応を希望して医療施設を受診した場合に使用される診断名、米精神医学会による診断基準DSM-5では、「性別違和」と変更された。日本でも議論が進んでいる。
- * 2) 被災した児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見については、熊本地震や平成30年7月西日本豪雨等、あらゆる自然災害（台風、豪雨、洪水、土砂災害、地震、津波など）も、東日本大震災により被災した児童生徒同様に取り組む必要がある。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態

倉敷市教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同種の重大事態の発生の防止のために、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、倉敷市教育委員会へ報告し、倉敷市教育委員会は市長へ報告する。

ウ 調査の主体と組織

重大事態についての調査は、学校が主体となっていく場合と、倉敷市教育委員会が主体となっていく場合がある。

学校が調査主体となる場合、校内に設置された「いじめ問題対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を活用して調査を行う。この場合にも、倉敷市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

倉敷市教育委員会が調査主体となる場合には、「連絡協議会」の構成員を中心として、公平性・中立性を確保することができる委員により、調査を行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する調査結果の提供

倉敷市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。

イ 調査結果の報告

倉敷市教育委員会は、調査結果を他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、市長に報告する。

(2) 市長による再調査及び措置

① 再調査

ア 重大事態の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会等を設置して再調査を行う。

イ アの再調査委員会等の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、調査の公平性・中立性を図る。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び倉敷市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、調査対象である重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

Ⅲ その他の事項

本市は、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の見直しを「連絡協議会」において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。